平成２２年（フ）第２３１号
兵庫県姫路市三左衛門堀西の町86番地シャトレ北条305号、従前の住所兵庫県姫路市青山３丁目20番５－２号
債務者　廣田龍雄こと　洪　　龍雄
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中塚　恵介
4　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４６６号
広島市西区庚午中１丁目４番33―501号
債務者　渡邊　浩一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周子
4　破産債権の届出期間　平成22年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月20日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４３号
広島市安佐南区山本５丁目30番18号
債務者　岡村　弘司
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青谷　智晃
4　破産債権の届出期間　平成22年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月20日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４号
鹿児島県姶良市加治木町本町317番地７　中須アパート３―203、申立時の住所鹿児島県姶良郡加治木町木田317番地７　中須アパート３―203
債務者　山﨑　文雄
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　英伸
4　破産債権の届出期間　平成22年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷271番地４―Ａ棟202号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷444番地―201号
債務者　西　　康之
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　雅英
4　破産債権の届出期間　平成22年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月27日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
北海道稚内市港４丁目１番３号
債務者　佐藤　雅樹
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　史人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月22日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７４号
北海道稚内市港４丁目１番３号
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　史人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月22日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３４２号
大阪市城東区今福南１丁目２番６号　ベラフロール202号
債務者　都冨士　勲
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１５７号
大阪市此花区伝法６－３－２―416、住民票上の住所大阪市此花区春日出北３丁目４番２―303号
債務者　吉賀さち子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２８２号
大阪市福島区野田６丁目２番41号　摂津レジデンス603号、前住所大阪市浪速区幸町２丁目３番35―1204号
債務者　南　　正博
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金尾　基樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３０２号
兵庫県川西市丸山台１－３―51、住民票上の住所大阪府松原市上田７丁目５番８号
債務者　春木　竜馬
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　晃弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３５８号
大阪府枚方市出口３丁目３番１号
債務者　谷　由美子（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宿　　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３６４号
大阪府八尾市太子堂４丁目１番37号
債務者　清水　明美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梁　　沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４４６号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目13―24、住民票上の住所大阪府東大阪市大蓮南５丁目１番19号
債務者　木本　澄子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部